留　意　事　項

［提出時期］：学校法人の理事長又は代表権を有する理事が退任及び就任し、その変更登記が完了したとき。

［提出部数］：１部

［関連手続］：理事・監事変更届、振込口座変更届

［根拠法令］：私立学校法施行令第２条第１項

［そ の 他］：(1)届出者は新たに就任した理事長です。

(2)私立学校法第38条第１項第１号に定める理事（校長）に理事としての任期の定めがなく理事長に就任している場合、重任登記を行う必要はありません。

(3)神奈川県知事所轄法人以外の学校法人についても、所轄庁へ提出した届出の写しを１部提出してください。

(4)理事長の氏名の変更があった場合は、添付書類は3のみとして届け出てください。

(5)重任の場合、「退任者」欄の記載は不要です。